

島根県精神保健福祉協会長表彰実施要綱

1. 趣 旨

精神保健福祉の発展に寄与し、その功績が特に顕著である個人又は団体に対し表彰を行い、その労に報いるとともに今後一層この事業の進展を図る。

2. 表彰の対象となる者の範囲

精神保健福祉事業（社会復帰事業を含む）について、業績がありその功績が特に顕著である個人又は団体で次に該当するもの。

(1) 精神保健福祉活動の推進者及び協力者

ア 個人にあつては、精神保健福祉事業に関する業績が 3 年以上あつて、現に事業に携わっている者であること。

イ 団体にあつては、精神保健福祉事業に関する業績が 3 年以上であること。

(2) 精神保健福祉関係施設及び団体の従事者

ア 年齢が概ね 50 歳以上であつて、精神保健福祉事業従事年数が 20 年以上である個人。

イ 事業歴が 10 年以上である団体。

(3) その他、会長が特に必要と認めたもの。

3. 表彰の対象とならないもの

(1) 精神保健福祉事業に関する功績により叙勲又は褒章を受けたもの。

(2) 精神保健福祉事業に関する功績により厚生労働大臣表彰を受けたもの。

(3) 精神保健福祉事業に関する功績により知事感謝状又は協会長表彰を受けたもの。

4. 被表彰者の推薦

精神保健福祉事業功労者功績調書により理事又は評議員の推薦するものとする。

5. 被表彰者の決定

選考委員会において決定する。

6. 表彰の方法

表彰は次により行うものとする。

(1) 協会長表彰状の授与

(2) 記念品の授与

7. 表彰の日

表彰は島根県精神保健福祉大会の日に行う。

8. 施行期日

この要綱は、平成 2年4月 1日から施行する。

平成 8年6月25日改正

平成22年7月13日改正